

# 雇用形態にかかわらず 公正な待遇の確保



同一労働同一賃金の整備のために

日時 令和元年 **10月23日** (水) 14:00～16:00

13:30～受付 \*名刺を1枚ご用意お願いいたします。

14:00～15:00 セミナー 15:00～16:00 グループコンサルティング

会場 **AERビル28階 エル・ソーラ仙台 大研修室**

仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ

定員 **30名** (1社1名まで)

対象

起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者

\*先着順となります。

\*途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法

セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。

①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。

※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

申込み締切

**10月22日(火) 17:00**までにお申込みください。

参加  
無料

## セミナー概要

働き方改革法案では、正規雇用労働者・非正規雇用労働者との不合理な待遇差を無くすことにより、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようになります。今回のセミナーでは、同一労働同一賃金の整備のために、制度の目的・概要から、企業・事業場における変更点・対応について、社会保険労務士がわかりやすく解説します。

14:00～15:00 60分

セミナー

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 ～同一労働同一賃金の整備のために～

①同一労働同一賃金(均衡待遇・均等待遇)とは ②改正によるメリット ③改正による変更点と対応方法

講師

橋本 祐治

仙台市雇用労働相談センター相談員

社会保険労務士(橋本労務管理事務所所長)

15:00～16:00 60分

グループコンサルティング

セミナー後、弁護士または社会保険労務士と参加者数名によるグループに分かれ、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページからも申込みできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(10月23日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。



仙台市雇用労働  
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

LINE@お友達募集中!